

No. 14

制 度 名	浄化槽設置補助事業	主管課名	環境対策課水質保全 G																						
		問合せ先	029-301-2966																						
目的・趣旨	生活排水による霞ヶ浦をはじめとする湖沼、河川の水質汚濁の防止を図る。																								
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 浄化槽の設置に対する補助事業 〔補助要件等〕 (1) 補助事業を実施する市町村 (2) 下水道認可区域等以外の地域について次の地域区分ごとに補助 ①霞ヶ浦流域： ・北浦沿岸市町村：窒素及びりん除去型（NP 型）浄化槽のみ補助対象 ・北浦沿岸市町村以外：NP 型、高度窒素除去型（高度 N 型）、窒素除去型（N 型）浄化槽が補助対象 ②涸沼・牛久沼流域：NP 型、高度 N 型、N 型浄化槽が補助対象 ③窒素・りん排水規制湖沼： ・通常型が補助対象 ・ただし、高度処理型浄化槽の設置促進が市町村計画等に位置づけられている場合は、高度処理型（NP 型、高度 N 型、N 型）浄化槽も補助可能 ④その他：通常型浄化槽が補助対象 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費 〔補助限度額等〕 (1) 個人設置型（浄化槽の設置者に対し助成する市町村に補助） 補助率等：①通常型：基準額×補助率 1/3^{※1}×交付率^{※2} ②高度処理型：（基準額×補助率 1/3^{※1}+上乗せ補助^{※3}）×交付率^{※2} (2) 公共浄化槽（市町村設置型） （市町村が NP 型浄化槽を整備、維持管理する場合に設置費の一部を補助） 補助率等：下水道事業債充当額から交付税措置分を控除した額（市町村の実負担分）×9/10×交付率^{※2} (3) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去補助 単独処理浄化槽、くみ取り便槽を撤去して（合併処理）浄化槽に転換する場合に、撤去費用について、市町村に対して補助 補助率等：基準額（上限 9 万円・12 万円）×補助率 1/3^{※1}×交付率^{※2} (4) 宅内配管工事費補助 単独処理浄化槽、くみ取り便槽から転換する場合の宅内配管工事費用について、市町村に対して補助 補助率等：基準額（上限 30 万円）×補助率 1/3^{※1}×交付率^{※2} ※1 国費において環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（国費補助率 1/2）を実施する場合は、県補助率 1/4 ※2 市町村の財政力指数に基づき設定 ※3 上乗せ補助は NP 型のみ。転換の場合は新築より手厚くなるよう設定 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>1/3 (1/2)</td><td>1/3 (1/4)</td><td>1/3 (1/4)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>〔令和 7 年度当初予算額〕</td><td colspan="4">〔令和 7 年度補助対象団体〕</td></tr> <tr> <td>620,081 千円</td><td colspan="4">守谷市及び五霞町を除く全市町村</td></tr> </tbody> </table> 〔備考〕 予算は、「浄化槽設置助成事業費」（一般財源）253,910 千円と「霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業費」（森林湖沼環境基金関連）366,171 千円の計						区 分	国	県	市町村	その他	事業費	1/3 (1/2)	1/3 (1/4)	1/3 (1/4)	—	〔令和 7 年度当初予算額〕	〔令和 7 年度補助対象団体〕				620,081 千円	守谷市及び五霞町を除く全市町村			
区 分	国	県	市町村	その他																					
事業費	1/3 (1/2)	1/3 (1/4)	1/3 (1/4)	—																					
〔令和 7 年度当初予算額〕	〔令和 7 年度補助対象団体〕																								
620,081 千円	守谷市及び五霞町を除く全市町村																								